

品種登録制度と育成者権

農林水産省食料産業局新事業創出課種苗審査室 課長補佐 田中 岳夫

要約

我が国においては、種苗法に基づく品種登録制度により、植物新品種の育成者の権利保護を行い、新品種の育成の振興を図っています。品種登録制度では、出願品種について、審査当局において品種登録の要件を満たしているか審査し、拒絶理由に該当しないと判断された出願品種は、品種登録され、育成者権が発生します。育成者権者は、業として登録品種等の種苗、収穫物及び一定の加工品を利用する権利を専有します。

目次

1. 品種登録制度の目的
2. 品種登録の要件等
3. 品種登録の流れ
4. 出願
5. 出願公表及び仮保護
6. 審査
7. 品種登録されると
8. 育成者権の例外
9. 権利侵害への対応
10. 登録料及び証明等の請求手続
11. 育成者権等の登録
12. お問い合わせ先

高品質、耐病性等の優れた形質を有する多様な品種の育成はその発展を支える重要な柱です。

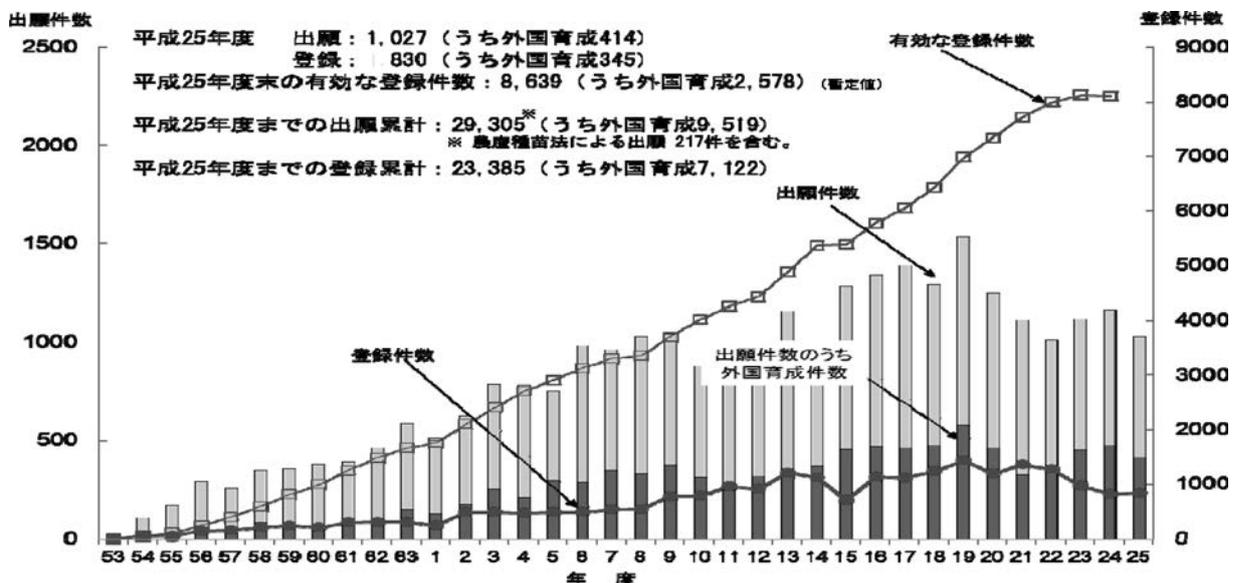
新品種の育成には、専門的な知識、技術とともに、長期にわたる労力と多額の費用が必要です。ところが、新品種の育成自体が確実に成果が得られるという性格のものではない上、一旦育成された品種については、第三者がこれを容易に増殖することができる場合が多いことから、新品種の育成を積極的に奨励するためには、新品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。

このため、我が国においては、種苗法に基づく品種登録制度により、植物新品種の育成者の権利保護を行い、新品種の育成の振興が図られています。

1. 品種登録制度の目的

優良な品種は、農林水産業生産の基礎であり、多収、

品種登録出願・登録件数の推移



種苗法は、育成者の権利保護の充実等を内容として、平成10年5月に全面的に改正されました。改正種苗法は植物新品種の保護の国際的なルールである最新のUPOV条約（植物の新品種の保護に関する国際条約・91年条約）に対応しています。その後、数次にわたる改正を経て現在に至っています。

主要な改正としては、平成15年に、収穫物段階の育成者権侵害にも罰則を適用したこと、平成17年に、育成者権の効力を政令で指定する加工品に拡大するとともに、存続期間を延長したこと、平成19年に、権利侵害に対する訴訟上の救済を円滑化するための規定の整備、育成者権侵害罪の罰則の引上げ、表示の適正化を図るための措置等を講じたことなどです。

登録要件	内容
特性審査の要件	区別性 (Distinctness) 既存品種と重要な形質（形状、色、耐病性等）で明確に区別できること。 均一性 (Uniformity) 同一世代でその特性が十分類似していること（播いた種子から同じものができる）。 安定性 (Stability) 増殖後も特性が安定していること（何世代増殖を繰り返しても同じものができる）。
未譲渡性	出願日から1年さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。 外国での譲渡は、日本での出願日から4年（木本性植物は6年）さかのぼった日より前になされていないこと。
名称の適切性	品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと。

※特性審査のことを Distinctness, Uniformity, Stability, の頭文字をとって、DUS 審査といいます。

2. 品種登録の要件等

(1) 保護対象植物

栽培される全植物（種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類）及び政令で指定されたきのこが保護対象となります。これらの新品種を育成された方（育成者及びその承継人）は品種登録の出願をすることができます。

政令で指定されているきのこ（平成26年4月1日現在、32種）

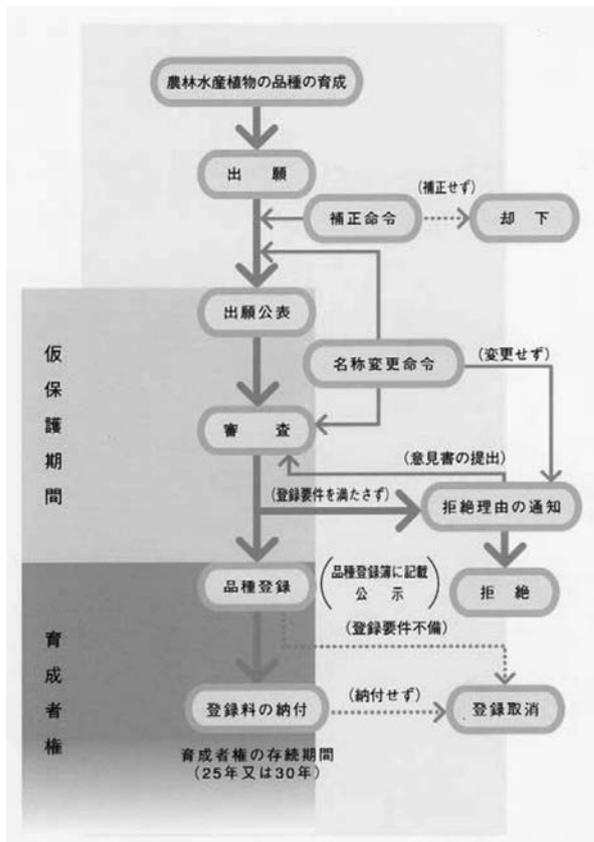
あらげきくらげ、うすひらたけ、えのきたけ、エリンギ、おおひらたけ、きくらげ、きぬがさたけ、くりたけ、くろあわびたけ、こむらさきしめじ、しいたけ、しろたもぎたけ、たまちよれいたけ、たもぎたけ、つくりたけ、とんびまいたけ、なめこ、におうしめじ、ぬめりすぎたけ、はたけしめじ、はなびらたけ、ひめまつたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、ぶなはりたけ、ほんしめじ、まいたけ、まんねんたけ、むきたけ、むらさきしめじ、やなぎまつたけ、やまぶしたけ

(2) 品種登録の要件

品種登録を受けるためには、以下に記載した種苗法で定める「品種登録の要件」を満たす必要があります。

3. 品種登録の流れ

出願を受理すると、書類に不備がないか審査し、問題がなければ、出願公表が行われ、品種登録の要件を満たしているかどうかを審査します。審査の結果、拒絶理由に該当しないと判断された出願については品種登録簿への記載により品種登録され、育成者権が発生します。



4. 出願

(1) 出願

品種登録の出願は、農林水産大臣あて（窓口は新事

業創出課種苗審査室登録チーム)に「品種登録願(願書)」を提出して行います。願書には、出願品種の特性等を記載した「説明書」及び「植物体の写真」等を添付しなければなりません。その他にも、出願の条件によって、「種子又は種菌」や「証明書類」等、必要となる資料、書面があります。

また、出願料(47,200円)は、願書に収入印紙を貼付して納付します。

5. 出願公表及び仮保護

(1) 出願公表

出願品種を利用した者が不測の損害を被らないよう、当該品種が出願中であることを広く公示する仕組みです。

出願品種を公表することにより一般からの情報の提供等が行われ適正な審査が行われます。公表された品種登録出願の情報については農林水産省の品種登録ホームページ(<http://www.hinsyu.maff.go.jp>)等を通じて入手できます。

時期	出願の受理後遅滞なく(補正が命じられた場合は適切な補正後)
方法	官報告示(印刷物, インターネット)
公表事項	<ul style="list-style-type: none"> 出願公表の年月日 出願品種の属する農林水産植物の種類 出願品種の名称 出願者の氏名又は名称 出願者の住所又は居所 品種登録出願の番号及び年月日

(2) 仮保護

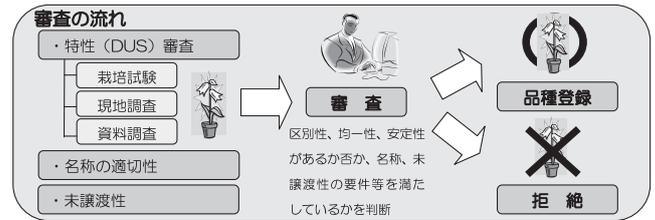
出願から品種登録までには、通常2~3年の審査期間を要しますが、この審査期間中についても、出願者には一定の保護が与えられます(仮保護)。

仮保護の期間	出願公表から品種登録までの間
仮保護の内容	<p>出願者は、品種登録後、審査期間中に自己の出願品種の種苗等の生産・譲渡等をした者に対して利用料相当額の補償金の請求が可能となります。</p> <p>ただし、請求ができるのは原則として事前に書面による警告等を行った場合及び利用者が出願品種であることを知っている場合です。</p>

6. 審査

(1) 審査

出願公表後は、品種登録の要件が満たされているか否かについて、下図のような調査が行われ、品種登録の適否について審査されます。



(2) 特性審査(種苗法第15条第2項)

特性審査とは、当該品種の特性が登録要件(区別性, 均一性, 安定性)を満たしているか否かについて、審査することをいいます。

出願品種の特性審査に当たっては原則として栽培試験を行います。ただし、一定の要件を満たしている場合等は、現地調査、資料調査(同盟国等との審査協力を含む。)により審査を行うことがあります。

・栽培試験

栽培試験は、独立行政法人種苗管理センター(NCSS)において、出願者から提出された出願品種等の種苗について、対照品種等と比較しながら品種の特性等を調査するものです。

・現地調査

現地調査は、審査官及び農林水産大臣が委嘱した調査員が、出願者のほ場等において、審査官の指示に従って出願者等が栽培した出願品種や対照品種について、品種の特性等を調査するものです。

・資料調査

審査協力に基づき同盟国で実施された審査結果報告書や、出願者が実施した詳細な調査報告書等の資料調査により特性審査が可能な場合には、栽培試験及び現地調査は行いません。

※ 対照品種には、類似する品種を選定するため、登録品種については育成者権者等へのご協力をお願いすることがあります。

(3) 品種名称の審査(種苗法第4条第1項)

名称審査とは、出願品種の名称が登録できない品種名称に該当するか否かについて審査することをいいます。

名称審査は「出願後すぐ」と「登録直前」の2回行われます。審査の結果、名称が適切であると判断されると出願公表されますが、以下に該当する場合は品種登録ができないため、名称の変更が命じられます。指

定された期日内に名称が変更されない場合、出願は拒絶されます。

なお、出願品種の名称は第三者にとって、仮保護の対象であるか否かを区別する重要な要素であるので、名称変更命令によらず、出願者が任意に名称の変更をすることはできません。

◎登録できない品種名称

- ① 1つの品種について複数の品種名称があるとき
- ② 種苗又はこれと類似の商品についての登録商標と同一又は類似の品種名称であるとき
- ③ 種苗又はこれと類似の用品に関する役務についての登録商標と同一又は類似の品種名称であるとき
- ④ 出願品種に関し誤認を生じ、又は識別について混同を生じる恐れのある品種名称であるとき



(4) 未譲渡性の審査(種苗法第4条第2項及びそのただし書)

未譲渡性は、出願品種の種苗及びその収穫物について、

- ① 国内において出願の日から1年さかのぼった日前に、外国においてその出願の日から4年(木本の植物は6年)さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていたか否か
 - ② 試験若しくは研究のため又は育成者の意に反して譲渡されたものであるか否か
- について審査されます。

(5) 出願の拒絶

次の場合は拒絶理由が出願者に通知され、意見書の提出の機会が与えられます。そして、意見書によってもなお拒絶理由が解消されていないと判断された場合は、出願が拒絶されることになります。

- ① 登録の要件を満たしていない品種
- ② 正当な理由がなく資料提出(栽培試験のための種苗の提出等を含む)命令や名称変更命令に従わない場合
- ③ 正当な理由がなく現地調査を拒んだ場合

7. 品種登録されると

審査の結果、拒絶理由に該当しないと判断された出願については品種登録されます。品種登録されると、品種の名称、植物体の特性、登録者の氏名及び住所、存続期間等が品種登録簿に記載されるほか、官報で公

示されます。品種登録の情報は、農林水産省の品種登録ホームページでも提供されます。

(1) 育成者権

品種登録によって育成者権が発生します。育成者権者は業として登録品種及び登録品種と明確に区別されない品種(以下これらの品種を「登録品種等」と総称します。)の種苗、収穫物及び一定の加工品を利用(注1)する権利を専有します。

したがって、育成者権者以外の人には育成者権者の許諾を得なければ登録品種等を業として利用することはできません。

登録品種である原品種の主な特性を保持しつつ、特性の一部を変化させて育成された従属品種(注2)、繁殖のため常に登録品種である原品種植物体を交雑させる必要がある交雑品種についても原品種の育成者権者はこれらの品種が品種登録を受けた場合と同一の権利を有します。

(2) 権利の存続期間

育成者権の存続期間は登録日から25年又は30年(果樹、林木、観賞樹等の木本性植物)です。

ただし、存続期間内であっても、

- ① 定められた期間内に各年分の登録料が納付されない場合
 - ② 品種登録の要件を満たしていなかったことが判明した場合
 - ③ 品種登録後に植物体の特性が保持されていない場合
- には、品種登録が取り消されます。

(注1) 品種の利用とは、

(1) 種苗に係る行為

- ① 生産：種苗を生産すること。
- ② 調整：きょう雑物の除去、精選、種子の洗浄、乾燥、薬剤処理、コーティング等
- ③ 譲渡の申し出：カタログを需要者に配布し、注文を受け付けられるようにすることや店頭に品種名及び価格等を掲示すること
- ④ 譲渡：種苗の販売、植物園での入場者への配布等
- ⑤ 輸出：種苗を外国に向け送り出すこと
- ⑥ 輸入：外国にある種苗を国内に搬入すること
- ⑦ 保管：①～⑥のための保管

(2) 収穫物に係る行為

種苗段階で権利行使する適当な機会がなかった場合には、収穫物に関する(1)同様の行為と「貸渡しの申出」、「貸渡」にも権利が及びます。ただし、「調整」は、収穫物では考えられないため除かれます。

(3) 加工品に係る行為 (注3)

種苗及び収穫物段階で権利行使する適当な機会がなかった場合には、収穫物から生産された加工品のうち政令で指定するものに関する(2)と同様の行為に権利が及びます。

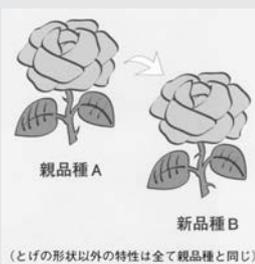
政令で指定されている加工品 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

- ① 小豆の加工品：豆を水煮したもの（砂糖を加えたものを含む。）及びあん
- ② いぐさの加工品：ござ
- ③ 稲の加工品：米飯
- ④ 茶の加工品：葉又は茎を製茶したもの

(注2) 従属品種とは、

種苗法施行規則第 15 条に定めている育種方法 (①変異体の選抜, ②戻し交雑, ③遺伝子組換え, ④細胞融合 (非対称融合に限る)) により、登録品種のごくわずかな特性のみを変化させて育成された品種です。

例：ある登録品種のとげの形状のみを変えた品種や耐病性のみを高めた品種などです。

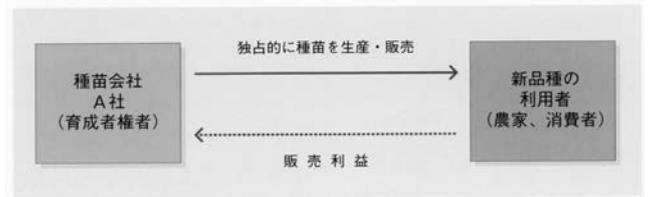


(注3) 収穫物と加工品の区別

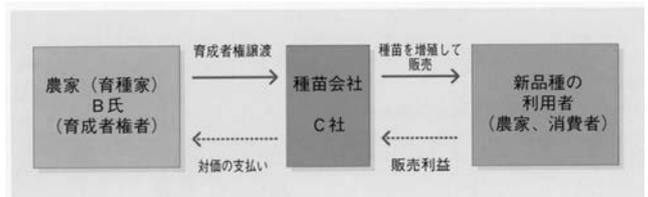
植物体を単に切断、冷凍、乾燥又は塩蔵したもの（切断しただけの野菜・果物、冷凍しただけの野菜、塩蔵しただけの野菜又は塩表など）は収穫物に当たります。他方、植物体を加熱（煎る、煮る、焼く）、味付け（調理、燻製）、粉挽き、搾汁したものは、加工品に当たるため、政令で指定した上記加工品に限り権利が及びます。

(3) 登録品種の利用

- ① 育成者権者は、登録品種等を独占的に利用（種苗の生産・販売等）することができます。



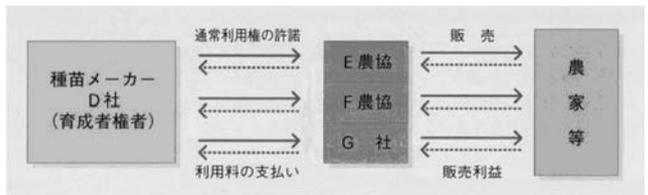
- ② 育成者権は、財産権として譲渡ができます。また、質権を設定することもできます。



- ③ 育成者権者は、登録品種等の種苗等の利用を他人に許諾（利用権の設定）して利用料を得ることもできます。

通常利用権の許諾

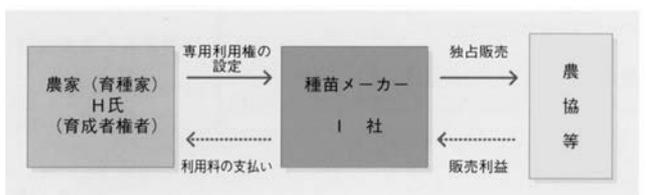
一般に許諾といわれるもので、許諾を受けた者は契約で定められた範囲で登録品種等を利用することができます。



専用利用権の設定

設定を受けた者は、契約の範囲内で独占排他的に登録品種等を利用することができます。育成者権者も専用利用権が設定されている範囲では登録品種を利用できません。

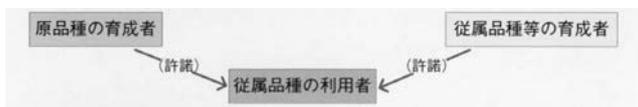
ただし、品種登録簿に登録をしなければその効力は生じません。



＜従属品種等の利用に当たっての許諾関係＞

従属品種等，原品種とも品種登録されている場合

第三者が従属品種等を利用する場合には，両方の許諾が必要。



8. 育成者権の例外

育成者権は，次に掲げる行為等には及びません。

(1) 新品種の育成その他の試験又は研究のためにする品種の利用

- ① 新品種の育成に使用するため，登録品種の種苗を増殖すること，
 - ② 登録品種の特性を調査し，登録された特徴どおりのものであるかどうか確認するため，登録品種の種苗を増殖し，栽培すること
- 等は権利の例外となります。

(2) 農業者の自家増殖で法令で定める場合

農業者の自家増殖とは，農業者（農業者個人と農業生産法人）が正規に購入した登録品種の種苗を用いて収穫物を得，その収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として用いることです。

農業者の自家増殖については，原則として育成者権が及びませんが，それを制限する契約を結んだ場合又は下表の栄養繁殖性植物については育成者権の効力が及び，自家増殖には許諾が必要です。

農業者の自家増殖にかかる育成者権の例外規定が適用されない省令で定める栄養繁殖をする植物

野菜（4種類）	おもだか属，ししうど属（とうきを除く），スマランサス属，せいようわさび属
果樹（3種類）	パパイヤ属，まつぶさ属，マルピーギア属
草花類（53種類）	アガスタケ属，アルストロメリア属，アンゲロニア属，イソトマ属，いわだれそう属，ヴァーレンベルギア属，エオニウム属，エクサクム属，エボルプス属，エリンギウム属，オドントグロッサム属，おりづらん属，オンシジウム属，かすみそう属，カトレア属，ガーベラ属，カラコエ属，カリシア属，グラプトベタルム属，クレマチス属，ジゴカクタス属，シンビジウム属，スカエウオラ属，スコバリア属，セネキオ属（シネラリア属を除く），セントポーリア属，ソリダゴ属，ソリダステル属，つつなみそう属，ちぢみざさ属，チューリップ属，ディアスキア属，ディーフェンバキア属，デイサ属，デンドロビウム属，とけいそう属，なでしこ属，ノラナ属，はえとりぐさ属，ビデンス属，プラティア属，プレクトランツス属，ベチュニア属，ペラルゴニウム属，ヘレボルス属，ほうせんか属，まるばびゆ属，まんねんぐさ属，ローマかみつれ属，らっきょうときいとらっきょうとの交雑種，らっきょうとやまらっきょうとの交雑種，かきつばた種，カーネーション種
観賞樹（19種類）	あじさい属，アデニウム属，えごのき属，エルウァタミア属，きだちるりそう属，げっけいじゆ属，シンフォリカルポス属，セルリア属，たばこそう属，つた属，デイコ属，ディジゴテカ属，ドゥランタ属，パキラ属，ばら属，ひさかき属，ポインセチア種，ルクリア属，ゆすらうめ種
きのこ（3種類）	しいたけ種，はなびらたけ種，ほんしめじ種

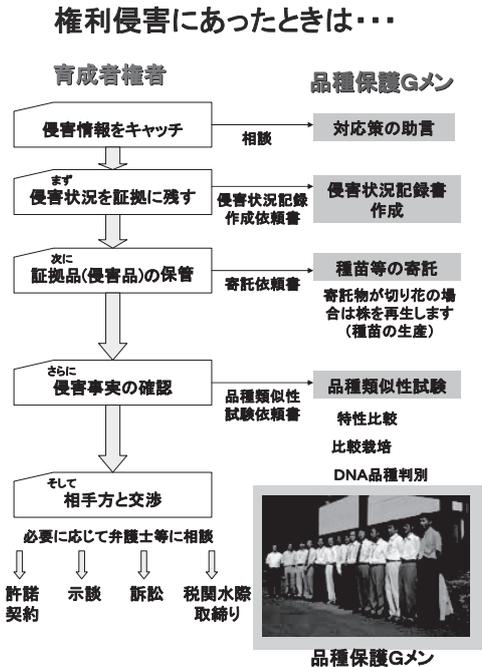
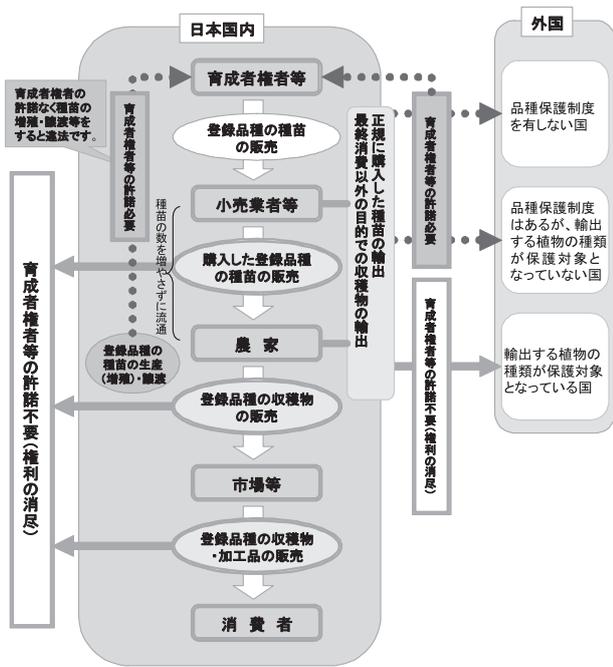
※平成 26 年 4 月 1 日現在

(3) 権利の消尽

育成者権者によって譲渡された登録品種の種苗，収穫物又は加工品（正規品）等については，その譲渡された種苗等自体には育成者権の効力は及ばず，その再譲渡に対して改めて育成者権者の許諾を必要としません。

ただし，

- ① その譲渡された種苗等を用いて登録品種の種苗を生産する行為
- ② その譲渡された品種の育成に関する保護を認めない国に対し，その譲渡された種苗又は最終消費目的以外の目的での収穫物の輸出を行う行為については，育成者権の効力が及び，育成者権者等の許諾を得ることが必要です。



9. 権利侵害への対応

(1) 民事上の措置及び刑事罰

民事上の救済	差止請求, 損害賠償の請求, 信用回復の措置の請求
刑事上の制裁 (故意による侵害の場合)	10年以下の懲役又は/併科 1000万円以下の罰金 (法人は3億円以下の罰金)

(2) 品種保護 Gメン

育成者権の保護・活用が円滑に行われるため、独立行政法人種苗管理センターの「品種保護 Gメン」が公正・中立な立場で権利侵害の証明等に対する支援を行っています。

平成 26 年度には独立行政法人種苗管理センターの 20 名の職員が品種保護 Gメンとして北海道から沖縄までの 7 か所に配置されています。活動内容は以下の通りです。

1. 育成者権の保護・活用に関する相談への助言
2. 育成者権を侵害しているか否かの判断を支援するための品種類似性試験の実施
3. 育成者権の保護・活用に関する情報の提供
4. 育成者権侵害状況記録の作成
5. 証拠品保管のための種苗等の寄託

(3) 権利侵害への対応事例

おうとう「紅秀峰 (べにしゅうほう)」

平成 17 年 5 月に発売されたグルメ雑誌に、山形県が育成者権者であるおうとう「紅秀峰」がオーストラリアから日本への輸出準備が進められている記事が掲載されました。



紅秀峰

た。山形県が品種保護 Gメンの協力を得て調査したところ、「紅秀峰」の穂木が無断で国外へ持ち出されていたことが判明したため、平成 17 年 11 月、山形県は穂木を輸出したオーストラリア人を刑事告訴し、税関に輸入差止め申請を行いました。

その後、オーストラリア人が反省の意を表明し、育成者権の存続期間終了後も一定期間「紅秀峰」を輸出自粛する等で山形県と合意したため、山形県も刑事告訴を取り下げて和解しました。

10. 登録料及び証明等の請求手続

(1) 登録料

育成者権を維持するためには、定められた登録料を納付しなければなりません。登録料は納付書に収入印紙を貼付して納付します。

年間登録料

登録後の年度	年間登録料
1～3年	6,000円/年
4～6年	9,000円/年
7～9年	18,000円/年
10～30年	36,000円/年

登録料の納付期限

登録後の年度	納付期限
1年目	品種登録の日から30日以内
2年目以降	各年の登録日応当日以前

期限までに登録料が納付されない場合は、育成者権が取り消されます。ただし、2年目以降の登録料は、納付期限後6か月以内に登録料の他に同額の割増料金を追納すれば、登録を継続することができます。また、登録料は毎年支払い、又は数年分一括して納付することができます。

(2) 証明等の請求手続

証明、品種登録簿の謄抄本の交付、書類の閲覧等を請求する場合は、下表の各請求事項に係る手数料が必要となります。

請求事項及びその手数料

請求事項	手数料の金額
品種登録出願及び登録品種に関する証明	1件につき 1,500円
品種登録簿の謄本又は抄本の交付	1件につき 350円
品種登録簿の閲覧又は謄写	1件につき 220円
願書その他の品種登録に関する書類の閲覧又は謄写	1件につき 1,100円

11. 育成者権等の登録

(1) 育成者権の登録事項及び登録免許税

育成者権の移転（相続その他の一般承継を除く。）、放棄による消滅、又は処分の制限（差押え、仮差押え等）については、品種登録簿に登録しなければ、その効力は生じません。また、専用利用権や質権の設定、移転（相続その他の一般承継を除く）等についても同様です。

また、登録を行う場合は、登録事項に係る登録免許税が必要となります。

なお、相続その他の一般継承があった場合は、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届ける必要があります（届出は移転の登録の申請という方法で行う必要があります）。

12. お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局新事業創出課

〒100 - 8950 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号

TEL03 - 3502 - 8111（代表）

URL <http://www.hinsyu.maff.go.jp>

相談内容	担当部署	内線番号
出願の一般的相談	種苗審査室 (登録チーム)	4301
登録料の納付、権利移転、出願書類の閲覧等に関する事	種苗審査室 (登録チーム)	4301
審査基準・審査実務に関する事	種苗審査室 (審査運営班)	4294
育成者権侵害に関する事、品種保護制度・国際関係	国際企画班	4289
その他の問い合わせ	総務班	4281
法律・政令等の解釈に関する事	法令担当	4286

なお、育成者権侵害に関する事（品種保護Gメンへの御相談・お問い合わせ等）につきましては独立行政法人種苗管理センターのホームページ（<http://www.ncss.go.jp>）からも御確認いただけます。

 独立行政法人 種苗管理センター 品種保護対策課

〒305 - 0852 茨城県つくば市藤本2-2

TEL029-838-6589

URL <http://www.ncss.go.jp>

（原稿受領 2014. 5. 19）